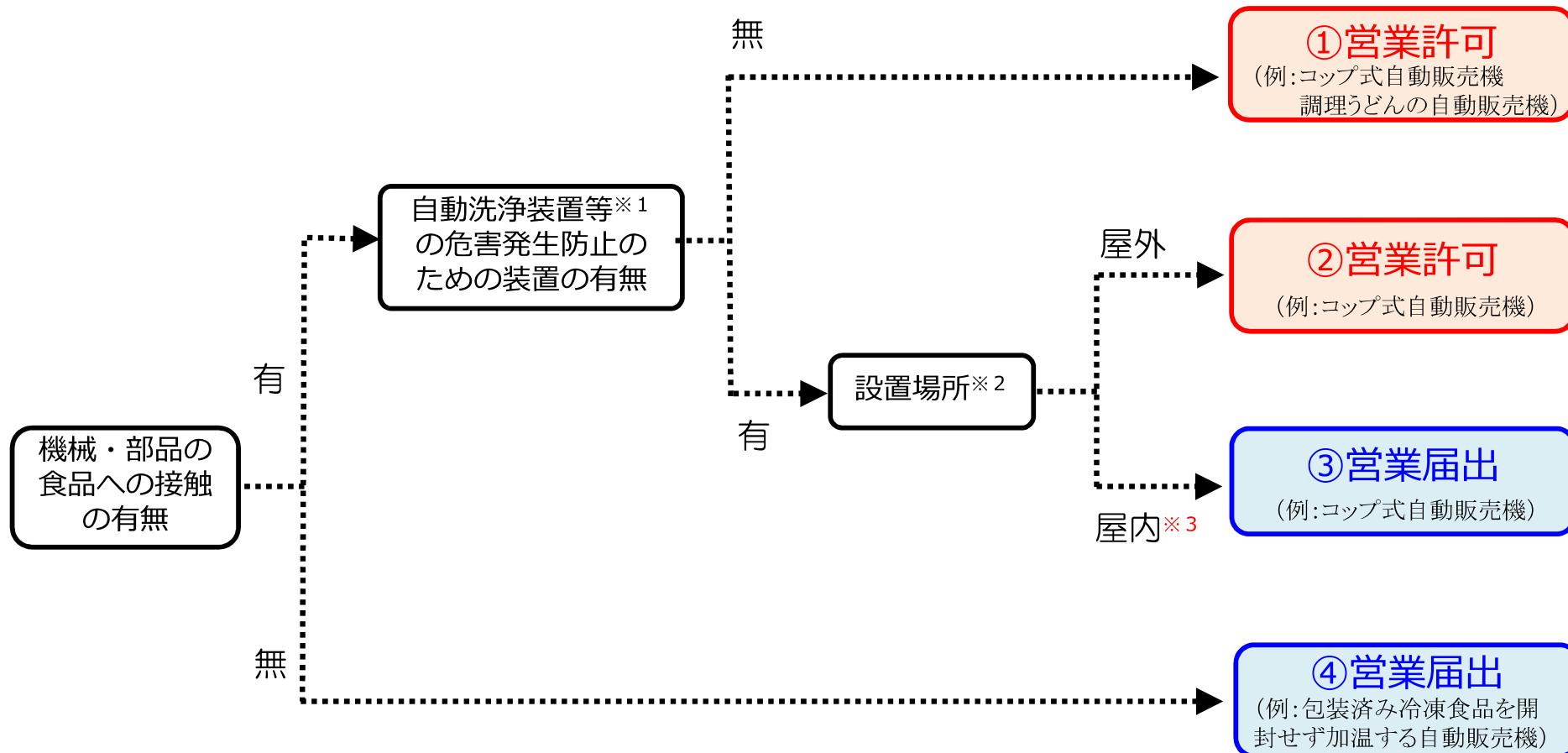


調理機能を有する自動販売機の営業許可、営業届出の取扱いフロー

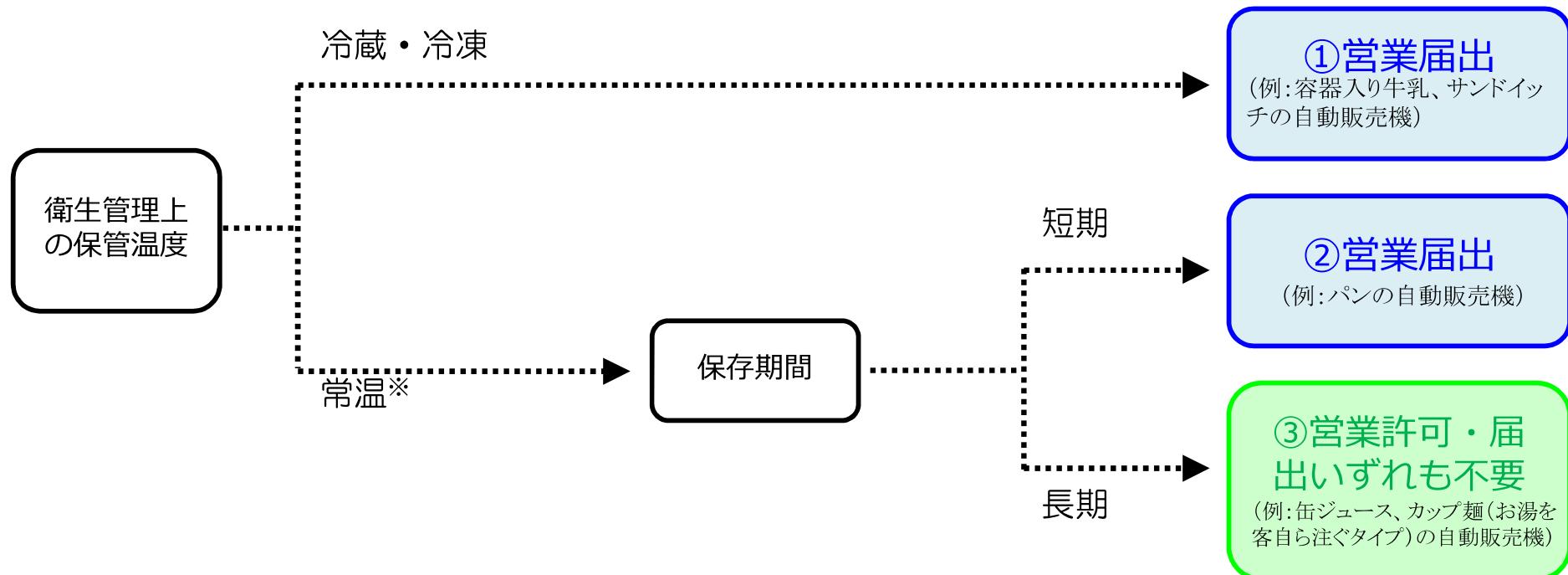


※1 危害発生の防止のために必要な装置の委細は、機種の型番と併せて追って通知する。

※2 施行令第35条第2号では、屋内外の別に関する規定していない。しかし、自動洗浄装置等の高機能な装置が適切に稼働するに販売機本体が屋内に設置されていることが前提条件である。このため、仮に高機能な装置を有する機種であっても、屋外にあれば、必要な機能を発揮する状況にないことから②に属することとなり、営業許可の対象となる。

※3 「屋内」とは、「屋根、柱及び壁を有する建築物内」とする。

(参考)調理機能の無い自動販売機の届出要否



* 施行令第35条の2第3号参照